慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アンシャンヌ・フランスにおける土地問題
Sub Title	The land problem in the ancienne France Les modes de tenure en l'ancienne France
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.11 (1962. 11) ,p.961(1)- 980(20)
JaLC DOI	10.14991/001.19621101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19621101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アンシャンヌ・フランスにおける土地問題

渡辺國廣

一

一説によれば、原初において土地は共有であった。[*] これに対し最初から土地について一人が所有権を持つとする立場は経済史家の間で伝統的なものであった。[**] 農民は土地の完全な所有者として、彼の土地について使用権、用益権、処分権を持っていた。ローマ人の間で使用権をユティ、用益権をフルイ、処分権をアブティと呼ぶ。所有権はいわばこれら三つの要素からなり、かかる合成体として同一人に帰属することを原則とした。しばしばこれら諸要素の間で分割が起った。前の二つを持てば、彼は用益者であり、第一だけの場合、彼は使用者と呼ばれた。

所有権の解体はすでに明白であった。農業技術が幼稚な段階ではつねに所有権の一時的放棄をよぎなくされ、彼の土地は共同の利用にゆだねられる。実にそのための前提としての耕地開放であり、耕作強制にほかならない。しかしこれは起りつつあった事態と本質的に違う。ローマ人の間で公有地について所有権の分化が顕著にみられた。そこでは土地がいち早く賃貸に出されていた。期限は終身であった。また時期的にかなり後になるが、ローマ人はギリシアでおこなわれていたことに

新刊紹介

森　喜一著『日本労働者階級状態史』……飯田　鼎　81
水野正一著『日本の物価変動』……加藤　寛　82
福本和夫著『日本工業の黎明期』……尾城太郎丸　82
——日本マニュファクチュアの綜合比較研究——

ならい、私有地について地上権の設定を考えた。例えば家を建てようとする人々のために自分の土地を賃貸する場合がそれである。期間は長期か終身であった。彼が取立てる賃貸料をペンシオと呼んだ。また後には耕作や改良を望む人々のためにもと思い、土地を賃貸する場合が起った。期限は終身で、もし賃借料の支払を三年の間とどこおれば、彼の土地は賃貸者によって引上げられることになっていた。この賃貸料はカノンと呼ばれた。

当時これらの事実は依然として例外的なことに属した。しかしおいおい例外が通常の場合となっていった。所有権を完全な状態において維持することには非常な困難がともなったのである。所有権はつねに解体の危機にあった。そして強力な中央権力の分解と共に、急速な崩壊を示した。領主はかかる事態の収拾者として登場した。しかし領主の下で所有権はかえって解体を促進された。彼の収拾策はいわば農民の土地に対する権利の規制として現われたのであった。規制者ということで彼は事態の収拾者としての報償を得ようとした。実に封建中世はこうしたことのなかに開幕の直接の契機をつかむことができた。今や逆に所有権が完全な状態においてみられるということのほうが例外になってしまった。所有権が領主によって制限されるという時、領主は実際にどういう姿勢をとったか。またそうしたことの背後に土地それ自体の受止め方に起った大きな変化を看過することができないのではないか。

土地に対する関心で土地そのものの意義は減じた。単に土地それ自体が問題ではない。かわって土地の所有者に対し何か権利を行使できるということから、その土地に対する権利の規制が起ると考えられるにいたった。*** もはや土地に対し直接ということはない。いわば対人的な要素が土地に対する関心で前面に打出されるにいたったのであった。これは土地で収益を優先して考えようという思想から発した。例えば土地の所有者は夫役その他の諸負担を強要される。そして今やこうしたことこそが土地それ自体に対する領主規制の発生する原因とみなされるにいたったのであった。かつて土地に対する関心は土地それ自体に対するもので、いわば対物的であった。しかし今や対人的な要素が増大して来た。領主はかかる権利の享受者として農民の土地所有に臨んだのであった。従って領主に対する関係がどうかによって農民の土地の間で複雑な格づけは避けられない。もともと土地はそれを所有する者の本格的な生活の場にほかならなかった。しかしかかるものとしてそれを維持するため彼は領主に対する諸負担に応じなければならなくなった。同時に領主は裁判権やバンを行使するようになっていった。かつてそれらが一括して王に帰属していたことは自明なところであろう。

* 単純なものから複雑なものへの移行を単に変化とみず、進歩と考える論者、とくに進化論者と呼ばれる人々の多くがそれ。エンゲルスによって代表される社会主義派の進化論に注意。

** 代表的な論者を挙げるとすれば、例えばイギリスではフレデリック・シーボーム、フランスではフステル・ドゥ・クーランジュ、ドイツではアルフォンス・ドープシュ。

*** この推移は通例 jura in re から jura ad rem への移行として理解されている。別言すれば、それはまたローマ的要素の後退、ゲルマン的要素の抬頭でもあった。

二

ブルゴーニュの全域、シャンパーニュや南フランスの一部を除けば、フランスで領主の支配が及ばないという土地はなかった。* 農民の土地はすべてかかるものとして最初ヒーフとみなされていた。土地がヒーフに組込まれたということで、その所有者は軍務と裁判に奉仕する義務をおわされた。土地は依然として農民の財産にほかならない。しかし土地を所有する者はただそのことのために領主に対し負担を強要された。所有者としての彼の地位を維持するため勢力者たる領主の保護を受け、その代償として何らか負担に応じなければならなかったのである。もはや彼の財産は絶対不可侵のものではなく、ヒーフとして規制を受けるにいたったのであった。

しかし軍隊が整備されるにつれ、軍役に赴くことの重要性は減じた。また専門の法律家の出現と共に、裁判に出仕する義

務は廃止された。かかることのなかで領主が土地をヒーフとみることの意味は消滅した。この推移は南フランスでとりわけ顕著にみられた。周知の如く、そこでは土地に対する農民の権利意識が目立って強く、これがまた事態の進展に大きく影響したのであった。ヒーフたる彼の土地を他に賃貸し、これによって彼の義務を賃借者たる第三者に転嫁するという場合がしばしばであった。彼が取立てる賃貸料をラント・フォンシエールと呼んだ。** 領主の側からすれば、これは又貸しにほかならない。そしてこれによって領主支配からの離脱が考えられていたのであった。従って土地をヒーフに組込むということで身分的な隷属関係を徹底していくどころではない。南フランスでは早くからその本来的な意図がゆがめられてさえいたのであった。

今や一般にヒーフは存在の理由を持たなくなってしまった。しかし領主は依然として農民の土地に対し干渉し続けた。そればかりではない。所有権に対する制限を一段と強化しようとさえしたのであった。もはや領主は農民の土地を単にヒーフとして保持することで満足しない。領主の財産ドメーヌとまでみなすようになった。土地からの収益に対する領主の執心は一段と募っていった。従ってまた領主はこの時期までにますます必要な存在になっていたといわなければならない。封建制は単に政治的なものにとどまることができなかったのであった。***

今や農民の土地は領主の財産とみなされ、領主収入の増加のための直接的な手段に供せられるようになっていった。もはや土地は単にそれを所有する者の生活の場たるにとどまらない。同時に領主の収入の一部を分担するものとして機能しなければならなかった。その限り彼の土地は生活の安全な場たり得た。領主にとってそれは他人の財産にほかならない。にもかかわらず自己の用に供することができた。今や所有権に対する規制は明白である。彼は、土地の所有者を身分的に隷従せしめ、これによってそのことを達成したのであった。依然として経済外強制が領主の存立を可能ならしめていたといわざるを得ない。実に彼は所有関係の外にその存立の基盤を持っていたのであった。

* nulle terre sans seigneur という法諺に注意。

** 後述のところでも関説するはず。第五節を参照。

*** この推移は、封建制における、politique から domanial への変移として理解されている。

三

すべて土地はドメーヌとして、そこで領主が住民に対し領主権を行使する場に転じた。かかる領主支配の体制を別にセニョリと呼んだ。最初セニョリは九世紀のゴールに出現し、革命で一挙に粉砕された。フランスではその廃止が激情の盛上りのなかで遂行された。もともとそれは収穫の一部が領主に向うよう組織された土地であった。またそこに住む人々は領主の権威に服する集団として構成されていた。従ってそれは経済企業であり、同時にまた支配機構でもあった。* セニョリがそれぞれの時期においてになった意味に深い変転があったとすれば、この二つの要素の間で起った比重の交替によって説明できるのではなかろうか。

ドメーヌはこの二元性の故に二つの部分からなった。一つは領主の直営地で、種々な手段により獲得される労働によって耕作された。この部分をレゼルヴと呼ぶ。ドメーヌの他の部分は農民の土地からなった。しかしすでにそれは彼の世襲財産として完璧な状態になかった。この段階で農民の土地はテニュアと呼ばれ、耕作者はその占有者テナンシエとして、もはや完全な意味での所有者プロプリエテールではなくなっていた。各テナンシエが有する土地テニュアは史料でマンスと呼ばれた。マンスはテナンシエの一家族のための生活の本格的な場として、もともと不可分を原則とした。当時は大家族制であったことに注意せよ。そしてマンスを有する者として各テナンシエは領主の直営地で夫役に応じなければならなかった。実にその限り彼は領主支配の恩恵にあずかることができた。かかるマンスの合成体として、ドメーヌでこの部分は領主がそこか

ら収益を引出す財産と考えられた。十二世紀までフランスでは直営地がドメーヌで大きな割合を占め、全体の四分の一から二分の一に達していた。サン・ゲルマン修院の土地台帳によれば、なかばが直営地であったという。広大な直営地は領主の高い地位を示した。直営地が大きな部分を占めていた段階でテナンシエが果すべき義務のうち最大のものは直営地での夫役であった。夫役は直営地の耕作で必要な労働力の根幹をなしていた。週に三日かそれ以上が要求された。従ってこの段階でテニュアはもっぱら直営地の大規模耕作のため必要な労働の重要な給源とみなされるほかない。課役地という呼び方に注意せよ。テナンシエとして彼が財産に規制を受けた時、何よりもそれは夫役の負担者としてのそれであったのである。領主は夫役を収取し、そのことでいわば大企業主としてドメーヌに対していたのであった。

すでに十二世紀にはいれば、フランスで人口の顕著な増加が確認される。周知の如く、フランスでは都市の発達がおくれていた。従って人口の増加はそのまま農村における過剰人口となって現われた。それと共にマンスの極端な細分化が起った。この時期に大家族制が解体し、生活は夫婦中心に組替えられるにいたった。このこともまたマンスの分割を促進した。もはやそれはテナンシエの生活の場としての意味を持たなくなってしまった。生活の本格的な場としてマンスはそれ相当の規模を持たなければならない。しかし今やそれどころではなくなった。驚くべき不整一が確認できる。マンスの分解は夫役の調達を不可能にした。こうした状況の下で従来の体制を持続しようと思えば、マンスを他に造出する以外にない。このため開墾が進められた。現に森林を広い範囲にわたり開墾している。しかし大きな成果は期待できなかったというのが実情であった。またマンスの外側に放置されていた地片ボルドをもってマンスを造出するという努力が続けられた。しかしそれをもってしても直営地の耕作に必要な夫役の給源にたるだけのマンスを創出することができなかった。一般に拡張経済への盛んな努力が続けられていた。[**] しかしその企図は失敗に終ったと考うべきか。違う。それを上廻るほどに爆発的な人口の増加であった。直営地の維持は重大な危機に直面した。こうしたなかで領主は直営地すらマンスとして放出することをよぎなくされてしまった。ただし放牧地は除かれた。そして他は急ぎ解放された。事実十三世紀末になって直営地はドメーヌのなかで重要な比重を持たなくなっていた。テニュアと呼ばれる小経営がドメーヌの全体をおおってしまったのであった。この場合、発展の契機として人口の増加が持つ意味を高く評価すべきではないか。

直営地はフランスで解体し、テニュアになった。マンスの外に散在した地片もこの時期までには整理され、マンスとして再編された。そして今やドメーヌには新旧のマンスが混在するにいたった。しかしこれらマンスは以前のそれと違い、もはやどれも夫役の給源として機能する必要はない。事実夫役は一年を通じ四日ないし五日に減少した。最大の場合で年間一〇日であった。夫役の激減は明白である。大家族から婚姻家族へ移行するということのなかでマンスもまた大きく変質していったのであった。今や新しいマンスの出現である。そしてこれらマンスはいわば賃貸地としてテニュアとみなされるにいたったのであった。領主はランティエとして新しいテニュアに臨んだ。これより早く領主は必要な収入の一部をいわゆるバンの行使によって獲得しようとしていた。領主所有の財産を利用させ、使用料の支払を強要するのである。実際それはこの時期までに相当な意味を持つようになっていた。フランスで今やセニョリは支配機構としての意味を強く前面に打出すにいたったのであった。

いずれにしても直営地はフランスで解体し、テニュアになった。マンスの外側に散在していた地片もこの時期には整理され、マンスとして再編された。そしてこれら新しいテニュアは大家族から婚姻家族への移行期に起った過剰人口のための生活の本格的な場に仕立てられていった。今やドメーヌはテニュアの合成体と化した。知られる如く、テニュアの起源には種々あり、遠くマンスに由来するもの、直営地の解体で新規に造出されたもの等々、かなり複雑であった。重要な問題は領主がこれらテニュアにどう対処したかであった。前言した如く、ランティエとしてである。しかし問題はランティエたることの意味であろう。その場合、彼がこの時期までにドメーヌから離れて住むようになっていたという事実は重要である。領主

は所領の管理に有能な人材を持たなかったことを想起せよ。かかる状況の下でもはやドメーヌの十分な監督は望めない。領主は農民の自主にまかせるほかなかった。しかし彼は依然として収入を期待していた。従って支配者としての立場を強く前面に打出さなければならない。ランティエとはここで単にそうした存在であった。従前からのテニュアもこの大勢のなかに組込まれていったのである。今や一般に領主は収入の重大な部分をラントに依存するようになっていった。この推移は原初的なものの崩壊として受取られていた。*** 十四世紀はかかる体制の確立期とみたい。ラントを実際にどう取立てていたのか。その形態はテニュアの起源によってまぎらわしかった。旧いテニュアと新しいテニュアとではランティエとして領主がこれに対する仕方に違いがあったのである。その大要は後述するところで示されるであろう。

知られる如く、領主がランティエとなった時、依然としてテニュアがその基盤であった。テニュアはマンスとして農民の一家族のための本格的な生活の場にほかならない。増大する市場機会に対処するため大経営を志向するということはなかった。フランスで問題は農村をできるだけ多くの家族の生活の場として再編することにあったのである。ランティエとはここで農民の掌握者のことにほかならない。それはまた課税の対象としての農民の増加を望む絶対君主の要請とも合致していた。フランスでは農民の小経営が後々まで広範にみられることを想起せよ。これがまたフランスの農村を特徴づける点でもあったことはすでに自明なところであろう。

* セニョリのこうした定義づけについては、Bloch, M. Seigneurie française et manoir anglais, Paris, 1960 を参照。introduction のなかで、とくに p. 15~18 に注意。

** Halphen, L. L'essor de l'Europe, Paris, 1932, p. 92 を参看。全フランス的な規模で、「非常に精力的に」開墾が進められていたという。

*** Lizerand, G. op. cit., p. 86 に、「領主に対しラントをおう。かかるラントをフランスはこれまで知らなかった。」

四

すでに直営地の解体は明白であった。もはや領主は夫役を必要としない。従ってマンスをテニュアとみて、夫役の給源としなければならない根拠はなくなった。しかし領主はなおもそれを彼のドメーヌとして確保し続けた。一方マンスを生活の場として確実なものに仕立てるためその所有者は依然として領主の力に頼らなければならなかった。この段階でいまだ領主は和平の維持に大きな力を持ち続けていたのであった。かかる代償として彼はこれらテニュアに対し、ランティエとして臨むようになっていった。その点直轄のテニュアに対するも同じである。領主はこの時期までにすでにドメーヌを離れており、ランティエとなるほかそれを管理することができなかったのであった。

領主はランティエとして、この場合、サンスの支払を要求した。サンスは別にラント・セニョリアルともいわれ、かかる負担に応ずるテニュアをサンシーヴと呼んだ。そしてマンスはサンシーヴである限りそれを所有する者の安全な生活の場たり得た。サンシーヴはフランス全土を通じてもっとも多くみられ、とりわけ北フランスではまったく支配的であった。ただし若干の地方を除く。* 領主の支配が及ばない土地はないという時、今や土地がサンシーヴに組替えられたことを意味したのであった。

ランティエたる領主はサンスを取立てる者として農民の土地マンスに臨んだ。いわば権利の保護者として彼はサンスにあずかることができたのであった。すでに土地で問題はそこからの収益にほかならない。今やサンスを確実に収取することは領主の最大の関心事となった。かくて権利の保護は容易にその規制ということに転じていった。いわゆる領主特権の設定であった。重要な点は領主がサンシーヴに対し買戻しの権利を行使できたことである。これはサンシーヴがそれを持つ者の都合で他に移譲されることを極力避けようという深い魂胆から発した。マンスが彼のドメーヌから離れることはもっとも嫌わ

れた。領主の規制はその点に関し厳重をきわめた。無主地の獲得に向けられた彼の強い執着を想起せよ。もっぱら領主はこの段階でテニュアの維持が収入の確保につながるものと考えていたのであった。

サンスは貨幣か現物で取立てられた。貨幣の場合、サンスは軽少で、一般に一アルパンについて五デニエか六デニエ、しばしばそれ以下で、ほとんど負担に感じられなかったほどであったという。加えて貨幣でサンスを支払う者は彼の欲するところに従って土地を活用することができた。これは非常な利益となった。しかし現物で取立てられる場合は事情が違う。かかる時、サンスはシャンパールとも呼ばれ、かなり大きな負担に感じられていた。収穫すべてに対し一アルパンごとに一〇束、それを領主の穀物倉まで運ばなければならなかった。サンスが現物で取立てられたことはもっぱら領主の側の都合によった。これにより収入の安定を期そうとしたのである。従って彼はテナンシエに対し慣習に従うべきことを強調し、また作付の変更を禁じさえした。しばしば耕地を菜園、葡萄畠、森林に転換することが認められた。しかしその場合も領主に対し一種の代償を支払わなければならなかった。

フランスにおいて農民はサンスを支払う者として存在する場合がもっとも多かった。むしろそれが通常の場合ですらある。彼が農奴と呼ばれた時、実に彼はかかる存在であった。しかし彼の負担は単にサンスだけにとどまらない。同時にその収穫のうちから他の封建的負担にも応じなければならなかった。実際にどんな義務があったか。例えば北フランスで確認された諸事実から伝えてみよう。

かかる諸負担には、軽少なサンス――耕地一アルパンについて六デニエ、草地に対しては一二デニエ――のほかに。一、菜園の負担。燕麦一ボワソーごとに支払う。ほかに現物を差出す。ビシェ升による。例えば葡萄酒一パイント、パン一きれ、牝鶏の肉片等。二、家を建てるための砂や土を得たいと思えば、燕麦二ビシェと牝鶏二羽を届けなければならない。三、領主は来客の接待費の一部に二〇ソルを取立てる。また領内で結婚した人々のために各テナンシエは一〇ソルを贈らなければならない。四、夫役として年間を通じ一日だけ働く。ラブルールは馬をもってこれに応ずる。五、製粉所、圧搾場、晒場の使用を強制される。製粉所については一六番目、圧搾場については六番目、晒場については二一番目が割当てられた。六、秤の検査。年に一回これを受ける。しかし彼の負担は単にそれだけにとどまらなかった。同時にその収穫のうちから次の年のための種子を差引かなければならない。普通は収穫の六分の一がそれに充当された。また収穫や脱穀のため臨時に雇った人足に対する賃銀が必要である。通例その支払は現物によった。これらは経営に必要な出費で、いわば経常費にほかならない。また国税として最小限二〇リーヴルのタイユを支払う。大概のラブルールの場合がそれ。これは四〇キンタルの小麦に相当した。しかしその他の国税の合計がタイユとほぼ同量に達す。例えば塩税がある。一般に控除分は増大の傾向にあったと考えていい。後には収奪の様相をさえ呈して来たのであった。**

かかる諸負担の合計は収穫の半分といわれた。そしてこれが通例の場合である。従ってもし残りの半分がテナンシエの一家族の生活を支えるにたる量でなければ、サンシーヴはそれを所有する者の確実な生活の場たり得ない。問題はかかるものとしてサンシーヴがどれだけの経営規模を持たなければならなかったかということであろう。

これと関連して第一に問わるべきは、テナンシエの一家族が日常の生活に必要な食物の量であった。これをどう見積ったらいいか。小麦を基準に考え、普通いわれるところに従って、大人一人が一日に必要なパンの量を二ポンドから二ポンド半としよう。また大抵のテナンシエの一家族が六人からなると仮定する。内訳は両親と子供が三人、ほかに祖父かまたは祖母で、子供のうち二人は幼児とみよう。その限り一日に必要なパンの量は一〇ポンドとみていい。これだけのものを獲得するため年間一八キンタルの小麦が必要である。次に問題はこの一八キンタルの収穫に必要な規模いかんということであった。これと関連して単位当り収量が問題である。フランスの最上の土地で産出量は一ヘクタールにつき九キンタル、不作時にはせいぜい四キンタル。ほぼ半減である。従って家族の生活維持に必要な一八キンタルを得るためには豊作時で二ヘクター

ル、不作時で四ヘクタール半の規模が必要であった。しかし当時は三圃制である。従って常時一八キンタルを確保し続けるため必要な規模はその三倍の六ヘクタール、最大限一三ヘクタール半ということであった。しかしこれらの土地から収穫したもの全部を生命維持のため充用し得ないことは前言した。すでに明白な如く、控除分はほとんど半分に達していた。従って生活に必要な量の二倍を収穫しなければならない。サンシーヴが生活の場として完全に機能するためには最小限一二ヘクタール、従ってほとんど三〇エーカー、最大限二七ヘクタール、従って六五エーカーが必要であった。これだけのものを彼は自分の役畜によって耕作していた。従って彼は同時にラブルールであることを原則とした。

しかし生活の本格的な場としてテニュアはつねに解体の危機にあった。周知の如く、フランスでは伝統的に均分相続である。実にこれが大きく影響し、解体が進んだのであった。この過程こそ農民層分解の過程にほかならない。解体は十六世紀にはいりとくに顕著に進行した。もはやテナンシェとしてマンスを維持する者は例外的な存在となっていった。生活に必要な本格的な場を持たない者の出現である。そして農民層の分解で、ランティエとしての領主の存立は大きな危険にさらされた。いわゆる封建危機はこうした領主を一段と不利な立場に追込んでいった。没落をよぎなくされた者も多く出た。

フランスの農村を考えようという場合、均分相続の伝統を度外視することは許されない。しかしそれがただちに急速な分解の原因になったとみるのは早計であろう。領主はランティエとしての自己の地位を維持するためテニュアの確保に深い関心を払っており、従ってそれだけ農民層分解の速度はフランスで緩和されることになったのであった。周知の如く、テナンシェは彼の土地を離れる自由を持っていた。問題はこれらの土地の帰趨である。注意すべきは、すべてこれが領主の手に集中する仕組になっていたということであった。領主が買戻しの特権を持っていたことに注意せよ。フランスでは市場生産のための大経営に乗出す必要がない。かくてこれらはテニュアとして再編されていった。そして大部分がサンシーヴとして放出されたとみていい。これはまた課税の対象としての農民の増加を望む王の必要とも合致していた。封建化と国家化がフランスにおいてはうまく調和していたのである。フランス農村における状況は絶対君主の財政必要と無関係たり得ない。王の関心はテニュアの存続に大きな力を持っていたのであった。今やテナンシェについて領主の及ぶ権限は複雑な様相を呈した。かくてテニュアは同時にサンシーヴとしてさまざまな収取の関係に組込まれることになっていった。領主といかなる関係にあるかでテナンシェとして彼が負担する内容に違いが起ったのであった。

* フランシュ・コンテ、ブルゴーニュ、ニヴェルネ、そして最後にシャンパーニュの一部。これらの地方において農民の土地は領主の規制から離れ、いわゆる自由地であった。しかしこれら自由地はローマ人の間の世襲財産と違う。封建的な枠のなかに組込まれていた。それらはフラン・ヒーフと呼ばれた。例えば十五世紀に北フランスではこれら自由地の農民も収穫のための夫役に出向き、また三年に一度貨幣で貢租の支払に応じなければならなかった。かかる貢租はドンヌと呼ばれた。

** Lizerand, G. op. cit., p. 88–89 のほか、Goubert, P. 'The French Peasantry of the Seventeenth Century: A Regional Example,' (Past & Present, 1956, pp. 55–77) で、とくに p. 66 に注意。

五

もともと自分の土地であったにもかかわらず彼はサンスその他の諸負担に応じなければならない。従ってこれは所有関係を媒介とする近代的収取の機構と違う。サンスがラント・セニョリアルと呼ばれたことを想起せよ。しかし所有意識の強い南フランスにおいて到底これは耐えられない相談であった。ローマ法の影響を高く評価しなければならない。財産を奪われまいという心情がそこでは強く作用したのである。そしてこれが世襲財産について領主の規制を排除しようという動きとなって現われた。しかしこの段階で領主の保護を全面的に否定することはできない。問題はすべてその枠組のなかでのことであったのである。

南フランスでもマンスたるテニュアはサンシーヴに組替えられていった。サンスを領主に差出すことでそれを所有する者

は安全に生活を続けることができたのであった。サンスは貨幣か現物で取立てられた。収穫のうちから所定のものを差出せばよかった。その限り彼は土地から締出されることもなく、安心であった。彼は領主の規制の下でのみ世襲財産が安住の地たり得ると信じていたのである。ただし自分の都合でそれを放棄する自由は認められていた。彼が土地に緊縛された状態になかったということは前出の場合と何ら違わない。

前言した如く、南フランスでは土地に対する農民の権利が目立って強かった。問題はサンシーヴという場でそれをどう貫徹していったかであろう。従ってまたサンスを召上げるという収取の形式が農民の強い所有意識のなかでいかなる変化を受けたかという問題でもあった。前出の場合と違い、彼はいわば又貸しすることができた。そして実にこれによって土地に対する自己の強い権利を主張しようとしたのであった。賃借者は土地の所有者にかわり領主に対しサンスを差出す。同時に彼はサンシーヴの賃借者としてラントをその賃貸者に対して支払わなければならなかった。かかるラントをラント・フォンシエールと呼んだ。南フランスでは農民の権利が強く、領主はいわばサンシーヴの又貸しを認めることで譲歩をよぎなくされたのであった。所有意識が強いなかで領主はその支配を徹底できなかったのである。一つのサンシーヴをめぐってサンスを受取る者とラント・フォンシエールを取立てる者の二個の人格が共存した。今やサンシーヴは南フランスで二重収奪を受けるにいたったのであった。* そこでは封建支配が弱く、従って諸負担もそれだけ軽かった。賃借者がサンスと同時にラント・フォンシエールを負担できた経済的な根拠は実にそこにあったのである。

テニュアをサンシーヴとみなし、ランティエとしてこれに対処した領主によってテニュアを又貸しするということが認められた。テナンシエは今や賃貸者の地位に立ったのであった。そのことによって彼は有利に立廻ることができた。例えば彼はラントを抵当に金銭の融通を受けていた。当時利子を支払うということで借金することは罪悪とみなされ、禁止されていた。しかし彼は土地から得るラントで必要に応じ貨幣を獲得する機会をつかむことができたのであった。土地はもはや彼によって単に世襲財産として維持されたばかりではない。彼はテニュアの所有者としてそれを社会的に高い地位のため利用しようとさえしていたのであった。

しかし他方それを賃借する側も有利であった。彼は単に土地を又借りしているというにすぎない。しかし彼はサンスの支払を代行することでテニュアについての権利をすべて自分に肩代りしてしまった。つまり彼は事実上のテナンシエとして終身そこに安住するようになったのであった。しかし彼はテナンシエとして、ラント・フォンシエールを支払っていた。彼は依然として賃借者であり、実にそのことで彼はテナンシエとなることができたのであった。彼はその土地について準所有者ということが許されるのではないか。安定した環境の下で彼は土地の改良に専念することができたのであった。

マンスたるテニュアはサンシーヴに組替えられた。しかしテニュアがサンシーヴになった時、南フランスでは農民の側の権利が強く作用した。彼はサンシーヴが又貸しできることを領主に納得させた。そしてこれによってサンスの支払を賃借者たる第三者に転嫁してしまった。今や彼は領主の支配から離れることができた。相続の時を除けば、彼は領主の存在をまったく考えなかった。死亡の際における所有権の移転に対し領主が課税したことを想起せよ。彼はラント・フォンシエールを取立て、そしてこれを元手に社会で大きな影響力を持つ存在にまで上昇していった。土地は今や彼において貨幣収取のための場となった。また賃借者はラント・フォンシエールを支払うことで事実上のテナンシエとなり、生活の本格的な場を回復することができたのであった。**

* cens sur cens n'a lieu という法諺に注意。従って一般の状況と事態は正に逆であった。

** かかる領主支配はラント・フォンシエールを媒介とする体制と呼ばれた。サンシーヴの事実上の移転を認める点で、前節の場合と違う。これはまたシャンパールによる支配の体制ともいわれ、まぎらわしかった。知られる如く、領主支配の弱い地域で、それが起った。本節で扱ったところは、そのもっとも徹底した場合である。農民の所有意識が働く程度に応じ、かかる体制への複雑な傾斜がみられた。その概要については、Lizerand, G. op. cit., p. 91—92 の整理された記述を参照。これがフランスの固有の地域の周辺で起った

事態であることに注意せよ。南部のほか、南東部や西部。

六

前言した如く、フランスで直営地は解体された。そしてテニュアとして放出されていった。しかし領主は王の必要を侵害しない限度で依然としてその一部を保持し続けた。問題は領主がこれら直轄の財産にどう対したかであった。通例はランティエとしてである。領主はここでもまた収穫の半分をランタとして召上げることを一応の目安としていた。しかしこれだけのものを差出した後でなおかつそれがこれを賃借する者の生活を支えなければならなかった。とすれば、その規模はおのずと明白であろう。いわばマンスとして領主はそれを賃貸したのである。今度は純粋に所有関係が収取の基盤であった。しかし市場生産の必要がないところで直轄財産は彼の高い地位を示す手段としての意味しか持ち得なかったのであった。

その場合、とりわけ南フランスで用いられたのは直轄の財産をメテリとして賃貸に出す方法であった。メテリを媒介とする収取関係はメタヤージュと呼ばれた。従来メテリとして貸付けられたのは葡萄畠か新開地が主であり、いわばその採用は若干の特殊な場合に限られていた。しかし今やその持つ意味は変った。領主は賃貸者として土地を所有し、労働力がない。賃借者は生活に必要な本格的な手段を欠き、かつ仕事がない。いわば悲惨な状況にあった。この両者を結びつけ、耕作を共同でおこなう場としてメテリが構築されたのであった。何よりもそれは耕作のための共同の場であり、これが可能なのは土地の所有者が彼の賃貸地の近くに住んでいる限りであった。監督が容易かどうかはこの場合大きな意味を持つ。賃貸者の居所と賃貸借の形式の間には密接な関係があった。メテリの所有者は同時に役畜の提供者であり、監督はそれだけ複雑の度を加えて来ていたのである。現に十五世紀を通じ領主がドメーヌから遠く離れて住むことが一般化するにつれ、メテリはテニュアに組替えられていった。

メテリの出現は直営地が解体した結果であった。従ってフランスで早くから親しまれて来たというわけではない。十三世紀にノルマンディやアルトワでみられたのが最初であった。しかしそれが一般化したのはとりわけ南フランスにおいてであることは前言した。問題はそこでメテリが一般化しなければならない必然性であろう。領主が不在化する過程で最初から彼がドメーヌをそう遠く離れたとは思えない。従って領主がランティエとしてメタヤージュに踏切った動機は単に居所との関係で説明できないのではなかろうか。

周知の如く、南フランスでは早くから家畜が盛んに飼育されていた。そして例えばケルシー地方では収益と損害を折半するという条件で家畜を賃貸し、世話させていた。つまりメタヤージュが家畜の賃貸借契約として早くからみられたのであった。そして実に賃貸した家畜についてのメタヤージュから土地についてのメタヤージュへと発展していったのであった。南フランスに次いでフランスの西部でメタヤージュが多かった。西部では牧養が支配的で、家畜の賃貸借についてメタヤージュが盛んにおこなわれていたことを想起せよ。土地についてのメタヤージュの出現については従来からの慣行が大きく影響したのであった。しかし同時に注意すべきは、財産を奪われまいという南欧人の心情がその成立に強く作用したという点であった。周知の如く、南フランスでは所有意識が目立って強かった。財産権に干渉を受けることはもっとも嫌われた。と同時に財産から確実な収益を期待した。かかる立場から領主がランティエとして彼の財産に臨んだ時、メテリとしてそれを賃貸することはもっとも適切であった。知られる如く、メテリでは収穫の厳密に半分ということで賃貸された。これは封建農民一般の負担に等しかった。しかしメテリでそれが明確に打出された点に問題があった。従って収取についてもはやいささかの曖昧さもない。ランティエとして領主はこのことで土地に対する彼の高い権利を誇ろうとしたのであった。実際にメテリでは収穫を文字通り折半するというのであって、単に収穫物の一定部分によって報いるというのではない。しかし後には収量の半分ということで、差出すべきランタの額が契約のなかで明記された。メテリの契約においてこうした更新が普通

であり、原型をとどめることはむしろまれな例に属した。定額の貨幣に転じた場合もある。* とにかく収穫の半分は耕作者の手許に残るはずであった。しかし収量が年々変動し、天候の不順によって半減したこともしばしばであった事実を考えれば、固定化された負担はかなりの重荷となったに違いない。経営の非能率がそれに拍車をかけた。そうした事態はしばしばであった。かくてメテリで苦悩は深刻である。耕作者は同時に役畜を賃借していた。従って彼はそのためにも出費を強要されていたのである。メテリで耕作者はその悲惨の度を増すばかりであった。メテリは急速に収奪の場と化していった。

領主は直営地依存の体制から離れ、ランティエとして南フランスでその直轄財産をメテリに組替えていった。この段階でメテリは賃貸地として直営地の解体の所産であった。そしてこれが生活手段としての土地や役畜を持たない人々に賃貸された。土地について個人の権利が強く働く場所では他に依存しなければ生活できない社会層が容易に創出されていく。メテリはもともとこうした人々のための生活の本格的な場にはかならない。従ってそれは貧困に発した。しかしメテリで貧困はいよいよ深まっていった。ランティエとして領主が自己の権利を強く主張し、これがかえって貧困を助長する結果になったことは上述した如くであった。

しかしかかるメテリは領主制の再編過程で後進地方に出現したそれと本質的に区別さるべき存在である。十六・七世紀は領主制の再編期といわれた。同じくメテリが領主の経済的基盤として重要な意味を持っていたことは周知の如くであろう。しかし今やメテリとなったのはサンシーヴにほかならない。またその耕作を引受けたのはサンシテールであった。サンシテールは土地について彼の所有権を領主に放棄し、みずからその賃借者となった。今やメテリは農民層分解の所産にほかならない。しかし彼は役畜を所持し、それを引っさげて耕作者としてメテリにいすわったのであった。従って彼が土地の賃借者となった時、決して貧困の状態にあったわけではない。彼は賃借者となることで均分相続の弊からのがれることができた。いわば世襲財産について賃借者になることによって彼は生活の安泰を狙ったのである。また領主は収量の厳密に折半ということで賃貸地を収益の確実な場に仕立てていったのであった。**

* 次節を参照。

** テナンシェの土地の上に設定されたメテリについては、ラボーの古典的な著作があるほか、ようやく最近になって本格的な研究が目立つ。例えば Merle, L. La métairie et l'évolution agraire de la Gâtine poitevine de la fin du moyen âge à la Révolution (Collection《Les Hommes et la Terre》, n°2), Paris, 1958, 252 p. また Marcel Garaud, 'Le régime agraire et les Paysans de Gâtine au XVIIIe siècle' (Bulletin de la Société des Antiquaires de l'Ouest et des Musées de Poitiers, Tome II de la 4e série, p. 643-682), Poitiers, 1954 が重要。それらがいずれもフランス西部を扱う研究であったことに注意せよ。

七

領主はランティエとしてつねにその直轄財産から収量の半分を召上げることを考えていた。つまりメテリとして賃貸することを願っていたのであった。貨幣経済の滲透が著しければ、それだけ領主の貨幣に対する必要は増大せざるを得ない。かくて先進地方でメテリは急速に定額の貨幣を収取する場に転じていった。かかる場合、メテリはフェルムと呼ばれ、フェルムを媒介とする収取の体制をフェルマージュといった。フェルマージュは貨幣経済の発展に照応するものであった。従ってこの段階でフェルムはフランスにおいて散発的にしかみることができなかった。

ノルマンディでは十二世紀の末以来フェルマージュの存在が確認される。期限は一年から一五年であった。ラントは種々な仕方で召上げられた。最初のうち低く、後になって引上げられた。またしばしばラントの全額が契約時に一括して取立てられた。これは賃貸者の側において貨幣必要が大きかったことを示す。ラントは通例ノルマンディにおいて貨幣で召上げられた。しかし穀物を取立てる場合もあった。この相違は貨幣の価値低下に対する懸念から発しない。むしろ流通する貨幣の量の不足から起ったと考うべきではないか。しかしルスィヨンでフェルマージュが現われたのはこれよりおそく、一二六一年

であった。その期限はかなり短かい。二年から八年である。またラントは一年か半年ごとに、貨幣か現物で召上げられた。前出のノルマンディの場合と違い、賃借者のフェルミエの地位は不安定であった。期間が短かく、ラントの支払が分割されていたことに注意せよ。しかしバ・ケルシー地方において賃借者の立場は一段と深刻であった。期限はさらに短かく、いかなる場合も九年を越えない。それ以下がもっとも多かった。ラントは一般に現物で取立てられていた。貨幣の場合はまれである。しかもフェルムの出現がここではもっともおそく、一三四一年であった。これはむしろメテリといいたい。*

今やフェルマージュが貨幣経済の発展に照応するものであったことは明白である。土地の所有者が貨幣に不足し、これを克服すべくフェルマージュに頼った。貨幣に対する旺盛な需要がフェルム構築の重大な原因となったのであった。先進地ノルマンディにおいてメテリがいち早くフェルムに組替えられていたことを想起せよ。しかし問題は領主がフェルムの賃貸者として貨幣を獲得しなければならない理由であろう。その場合、直接経営ではいけないのか。この段階でそれはかえって大きな危険がともなった。領主が土地を離れていたためばかりではない。彼は適切な下僚を持たなかったことを想起せよ。貨幣の収取のためにはランティエとしてのほうがむしろ安心であったのである。しかしフェルマージュで負担が貨幣によったことは重大な影響を持った。今やフェルミエの自主が最大限に認められるにいたった。もしその気にさえなれば、彼はフェルムを自己の地位の改善のため利用することができた。貨幣の変動にもかかわらず定額のラントということで、現物を持つ者として彼は大いに利益を得た。そして急速に役畜を回復した。しかし賃貸の期間が制限されていることは最大の障害である。今やその延長がフェルミエの間で最大の関心事となっていった。終身これを賃借する場合がみられる。これは賃貸地のテニュア化といったらいいか。

* フェルマージュの事例のいくつかについては、Lizerand, G. op. cit., p. 93 を参看。

経済統合の理論と実態

——経済統合理論の確立に関して——

深海博明

序
第一章　経済統合の定義とその本質
第二章　経済統合の歴史的背景と現状
第三章　経済統合の理論
第一節　従来の理論の反省と問題点
第二節　経済統合理論確立の必要性とその体系

序

世界経済における経済統合化（地域主義）の動きは、第二次大戦後発生した持続的・支配的傾向であり、したがって資本主義世界経済の基本的潮流ないし変質としてとらえる必要がある。現在にいたるまで、とくに最近において、欧州経済共同体（EEC）を中心とするこの経済統合を、理論的・実証的・歴史的に研究する夥しい文献が発表されているが、(注1) 統一的体